

## 第二章 古代の豊岡

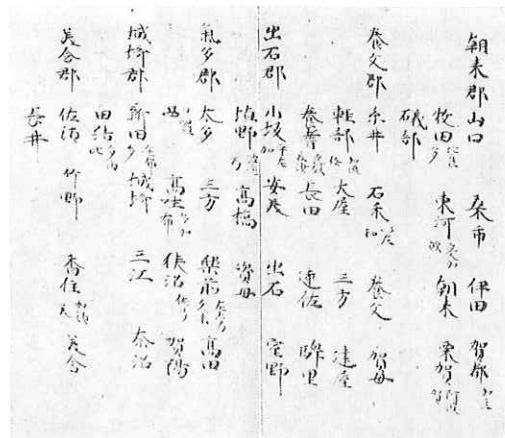
### 第一節 城崎郡こおりの開発

但馬の国と  
有力氏族

十世紀の初めごろ選述された『延喜式』によると、但馬は「近国」と規定され「上国」に編入されている。「近国」というのは、当時のみやこ・京都に近接している国ということで地理的な関係を示し、「上国」というのは国の大さや重要性など、社会・行政規模を勘案して大・上・中・下の四つに区分した中で、上位から二番目に当たっていることを示している。山陰道は丹波・但馬・因幡・伯耆・出雲の五ヶ国の「上国」のほかに丹後と石見の二つの「中国」や隠岐という日本海上に隔絶した一つの「下国」で構成されているが、「大国」は存在しない。畿内八道の中で「大国」が存在しないのは、山陰道のほかに南海道（四国）があるだけである。

但馬は上国に位置づけられてはいるが、役人構成から見ると、上国と大国との中間に当たるような特別行政措置を受けていた国であって、いわば上国の中でも別格の扱いを受けており、山陰道諸国の中では、まず見劣りのする国ではなかった。しかし、これは『延喜式』の記載から推定される平安時代の初めごろの話で、それ

世紀ごろ作られた中国の正史『魏志』の中の倭人伝の項に見える「投馬」という国名を、但馬とする少數説もある。もし、そうだとすると投馬の戸数は五万余戸というけれども、このように多くはなく、但馬のどこかの、ある小規模な部族国家集団の地域を示したものであろう。このような部族集団が、当時のクニといわれていたものである。



写56 『和名類聚抄』に書かれている但馬国の郡・郷名

を溯源する八世紀前半ごろの奈良時代には、一段下の「中國」に指定されていた。

今でこそ「たじま」という国名を「但馬」と書き慣わしているが、古い史書では「多遅麻」とか「田道間」というように書かれていて、「但馬」と書かれている例は少ない。また、三



写57 伊福城跡（日高町上ノ郷）からの日高町国府地区の遠望  
但馬国府が、ここにあった（日高町教育委員会・提供）

このような、但馬のあちこちのクニグニも、早ければ、この三世紀ごろから遅くとも五世紀ごろまでに、ヤマト政権下に服属して編入されてしまうのである。

では、具体的に但馬といわれていたのは、どのような地域で、その部族はどのような人たちであつたろうか。古記録によつて西方から拾い上げてみると、岸田川水系に一方國造<sup>ふながたのくにのみやつこ</sup>矢田川水系と円山川水系の河口部に但馬海直<sup>まのまのあだい</sup>、竹野川水系に竹野別<sup>たけのわけ</sup>の名が知られ、円山川水系では上流の栗鹿盆地<sup>あわが</sup>を貫流する磯部川水系の朝来直<sup>あさごのあだい</sup>、円山川中流部と支流の八木川・大屋川水系下流部の多遲麻国造<sup>たもしのくにのみやつこ</sup>、それに円山川と支流・稻葉川合流部の氣多君<sup>けたのきみ</sup>、円山川支流の出石川水系の天日槍<sup>あめのひばこ</sup>の名前が知られる。

現在の豊岡市域の大部分を占める豊岡盆地一帯にわたつては、なぜかクニを形成した氏族の名は語りつがれてもいなければ、書き残されてもいない。文献資料に頼る限りでは、それを知る手だけでは全くない。

**但馬の重要** では、考古学的見地に立てば、その痕跡でも見てとれるようなものは残されていないものである遺跡と古墳

うか。

古い時代には、但馬の中国山塊の高原部に縄文土器文化が開花しているが、その終末期ごろの文化は、低湿地周辺部に移り、その名残りの一つとして貝塚が残つてゐる。弥生時代に入ると、数少ない遺物として、日本海岸に近い氣比から銅鐸が出土している。古墳時代に入ると、前期の中でも弥生時代に接続すると考えてよいような古い古墳が、円山川下流の丘陵や山麓に現われてくる。

豊岡盆地部、特にその辺縁部は、こうして見ると円山川河口部とともに但馬の歴史の上で、ごく早いころに先進的様相を呈していたことがわかる。

表12 但馬地方主要古墳群表

岸田川			矢田川			円山川			水系	時代
上流	中流	下流	上流	中流	下流	上流	中流	下流		
									森尾古墳	小見塚古墳
						城の山古墳				
			庵の谷二号墳	船之宮古墳	長池田古墳	入佐山古墳	細谷古墳	大白山古墳	茶臼山古墳	納屋ホーキ古墳
細田古墳	二ひマ浦さる谷ごだー古古古号墳墳墳墳	文八幡堂山古号墳墳墳	原古墳	加都一大塚	東山古墳	世賀居古墳群	鶴塚古墳	大師山古墳群	二見手山谷古墳	見手山谷古墳
二方郡		七美郡	美含郡	朝来郡	養父郡	出石郡	氣多郡	城崎郡	旧郡名	郡名
二方神社		志都美神社		栗鹿神社	養父神社	出石神社	氣多神社		著名大社	著名大社
二方国造		但馬海直	竹野別	朝来連	多遲間国造	天日槍	氣多君		著名氏族	著名氏族

(主として『城の山・池田古墳』による)

一方、矢田川水系や岸田川水系では、やっと五世紀代ごろから古墳の築造が始まっているものの、群集墳の形成は顕著なものがない。

四世紀の終わりから五世紀はじめの中期古墳の時代になつても豊岡盆地部には、納屋・佐野・北浦（森尾地区）・鎌田など、多くの古墳群が見られる。しかし、大型古墳となると出石町付近とか、和田山町・朝来町付近に顕著なものが築造されている。

つまり、考古学的見地に基づくと、遺跡・古墳に代表される氏族の消長は、但馬では円山川水系、その中でも豊岡盆地や海岸部に有力者が現われたのが早く、つづいて出石川流域におよび、円山川上流部に典型的な首長勢力が起ころのである。その後、下流部の日高町地方に至つて歴史時代に連なるが、このころの豊岡盆地部では、干涸した低湿地の平原上に、國家から支給された耕地を農業体系の中心に置く、有力氏族というよりは小規模開拓に基づく耕地の開墾に従つて嘗々と働く、おびただしい農民の姿が見られるようになる。この経過は、豊岡の低湿地の干涸とともに開発とその耕地帶の形成の状況を反映したものといえる。

かつては、円山川水系の中で豊岡市域の海岸部あたりは、いち早く開けクニを形成したらしく思われたのに対して、市域内部の盆地部ではクニを形成するような卓越した首長の存在と立地条件を見てとることができない。  
城崎という 明治二十三年、從来の氣多郡・城崎郡・美含郡の三郡を併合して、新しい城崎郡が生まれた。それが現在の、香住町・竹野町・城崎町・豊岡市・日高町の行政域を含めた大・城崎郡である。しかし、奈良時代に制定されたもとの城崎郡は、豊岡市域の大部分と城崎町を含んだ地域にあたる。豊岡市域は、もとの出石郡域内の神美地区と、もとの氣多郡域であつた中筋地区を含んでいるとはいえ、旧・城崎郡の約八

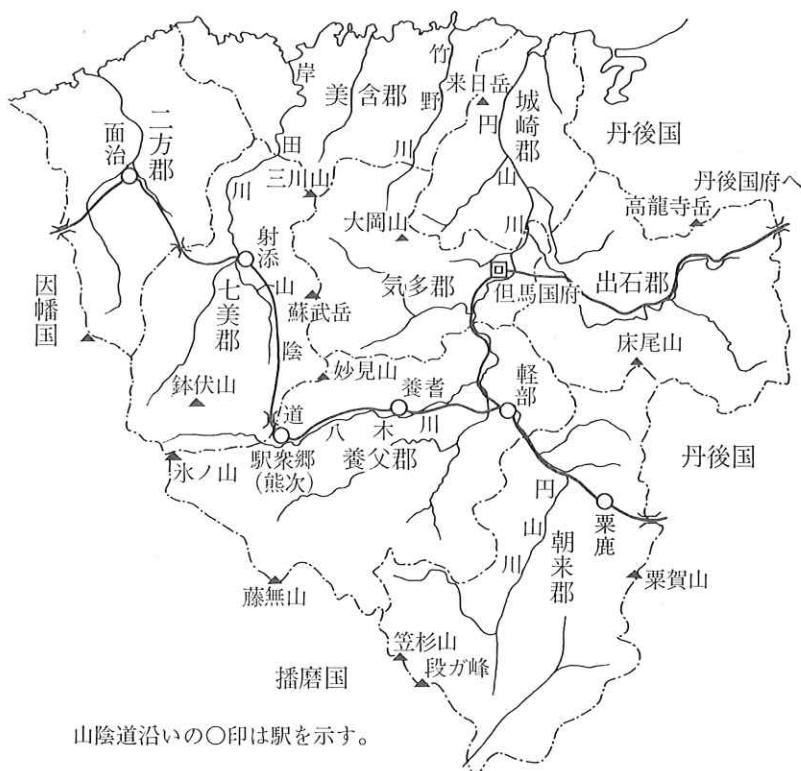


図44 郡域別但馬国図

城崎という地名は隣国の丹後國にあり、また「木前」「木崎」「木嶺」とも書かれ、まれには「木之崎」と平仮名で書かれたこともある。

割の面積を占め、旧・城崎郡は即ち、現在の豊岡市域と考えてもよい。

「城崎」は「キノサキ」と訓じられているが、『和名抄』によると平安時代にも城崎郡は「岐乃佐木・キノサキ」、城崎郷は「木乃佐木・キノサキ」と読まれていた。すでに『平城京出土木簡文書』によつても、「城崎郡」というように「城崎」の文字が使われてお

波にもある。『和名抄』によると丹波国船井郡に「城崎郷」または「木前郷」の記載がある。延喜十七年（九一七）の『郷長解』にも、この「木前郷」が出ている。この丹波の城崎郷で祀<sup>まつ</sup>られていたらしい神社に城崎神があり元慶六年（八八二）十月九日、從五位下の神階を受けている。しかし、丹波でも京都に近いこの城崎郷は「キノサキ」でなく「キサキ」と読む。

同様に、肥前国佐嘉郡（現・佐賀市）の城崎郷も「木佐岐—キサキ」と読んでいる。常陸国久慈郡にも「木前郷」があり、武藏国足立郡には「木前庄」がある。「木崎」は、伊勢・尾張・常陸・信濃・上野・陸奥・越後・肥後・日向などに分布しているという。「キノサキ」と訓じるのは但馬だけの特例のようである。しかし、どちらに読むにせよ、その字づらからは言語学的・民俗学的な解釈は引き出せないようであるし、訓じ方の違いにも大きな意味の差異を引き出すことはできないようである。

「城崎郡」という名称が、最初に記録の上で確められるのは平城京跡から発掘された木簡の一枚である。その木簡には、奈良時代の神護景雲三年（七六九）、城崎郡那佐郷の二方部豊島が腊雲龍（後述）を貢上したとある。平安時代の承和九年（八四二）には「城崎郡寿永寺」と「城崎郡海神」の名が見え、貞觀十五年（八七三）には「城崎郡湧旱の百姓」の記事が現われる他、「延喜式神名帳」に「城崎郡」の記載があつて、奈良・



写58 「城崎郡」の名を記す平城京出土木簡

平安時代の四〇〇年間にこの四例が知られるだけである。

**城崎郡の行政機関** 但馬の国には、朝來・養父・出石・氣多・城崎・美含・二方・七美の八郡があつた。郡は、その中に含む「里」の数によつて、大・上・中・下・小の五等に区分され、郡内の行政執行のため郡司が任命された。この郡司は終身官の大領・少領・主政・主帳の四等官制で、郡の等級によつて定員は異なつていた。城崎郡の郡としての等級は不明で、したがつて郡司の構成も判明していない。

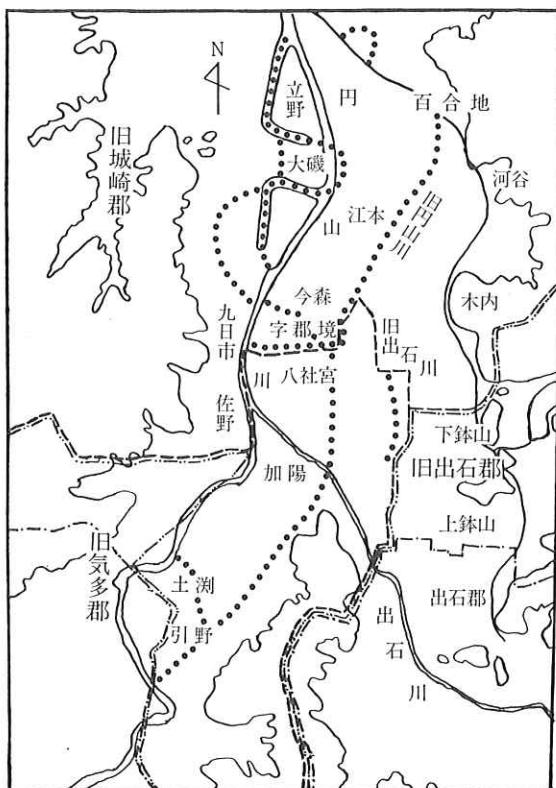
しかし、郡の中の郷数が、大まかな推定の手がかりになる。平安時代の始め、十世紀に作られた『和名(類聚)抄』によれば城崎郡には五つの郷と一つの余戸があつた。十世紀のこの郷数を、八世紀の奈良時代にそのまま溯らせて対比させることには無理があるが、里制時代の城崎郡の里数と郷制時代の郷数に大きな変動がないとするなら、八世紀の城崎郡も六里前後の構成ではなかつたろうか。七里から四里構成の郡は下郡と等級づけられていたから、奈良時代の城崎郡は行政規模の上では下郡の扱いを受けたと推定できる。下郡であれば、郡司は大領一人・少領一人・主帳一人の三名で編成され、主政は任命されていなかつたかも知れない。

**城崎郡の郡域** 城崎郡の四周は、東は丹後国・南は出石郡と氣多郡・西は美含郡・北は日本海である。その郡

界を現状に照らして適確に指摘することは困難であるが、山間部では自然的条件に大きく作用されて分水嶺的な性格をもつ山の尾根が指定されていたことだろうし、やはり平野部でも自然的条件の制約が著しく、特に河川の流路は沿岸両地帯の交通を分断するものであつたから、境界としてふさわしいものであつたろう。

**気多郡の東端は加陽郷**である。か や 中筋地区に相当するこの地の現況は、出石川によつて加陽と清冷寺・伏・八

社宮が分断されている。地籍図を精細に見ると、円山川右岸部の今森と伏との境に「郡境」という地名が残り、この郡境から東北方にかけてのかつての地割りの中に、かなりの乱れが見られ、この乱れは百合地の田園部に及んでいる。この中には「古川」という地名が今森と江本・江本と河谷の境界付近の二ヶ所あつて、旧河道つまり円山川の本流のかつての湾曲部の存在を推定させるもので、城崎郡と氣多郡のかつての郡境を示しているものであろう。



- 明治22年以前の郡界
- 昭和25年市制施行当時の豊岡市域
- 現在の豊岡市域
- 旧河道(一部を除いて時代不明)
- 現河道

図45 旧・気多、出石、城崎郡境の変遷と旧河道

表13 郡名・郷名・村落名対比表

和名抄による 名称		現在の 地区名	江戸時代の村名	現在の 行政区
郡	郷			
出石	安美		(安良)	出石町
		神 美	奥野・市場・三宅・香住・森尾・立石・長谷・倉見・下鉢山・上鉢山	豊岡市
気多	加陽	中 筋	引野・土渕・加陽・八社宮・伏・清冷寺	豊岡市
	日置		中ノ郷	
		(日置・伊府・上ノ郷・多田屋)	日高町	
気多	狭沼		(上石・竹貫・藤井・奈佐路・谷・八代・中・猪爪・奥八代・河江)	日高町
			(椒・三原)	竹野町
		八 条	上佐野	
城崎	城崎	佐野	佐野・九日市・妙染寺・大磯・小尾崎	
		豊 岡	豊岡町・野田・新屋敷・永井	
		五 庄	戸牧・下陰・上陰・高屋・正法寺	
		三 江	六地蔵	
		田鶴野	一日市	
	新田	新 田	江本・今森・塩津・立野・駄坂・木内・大篠岡・中谷・河谷・百合地	豊岡市
		三 江	庄境・鎌田・南谷・祥雲寺・馬路・下宮・梶原・日撫・法花寺	
		田鶴野	山本・金剛寺・船町・宮島・森・野上	
	奈佐	五 庄	柄江・福田	
		奈 佐	岩井・宮井・庄・吉井・野垣・福成寺・大谷・内町・辻・目坂・船谷	
	田結	五 庄	森津・滝・新堂・岩熊・江野・伊賀谷	
		田鶴野	下鶴井・赤石	
		港	氣比・田結・畑上・三原・小島・瀬戸・津居山 (結・戸島・楽々浦・飯谷・上山・簸磯・来日・今津・湯島・桃島)	城崎町
(余戸)		(現 地 不 明)		

注 ( ) 内は市域外

この旧河道は前図45（学術的には序編を参照）に見る如く、中筋地区と神美地区・新田地区の境界線を形成しており、このあたりは氾濫が造成した微高地帯でもある。

同様に出石川も、長い年月の間の流路の変遷を示している。現在、農業用水路が清冷寺の五条天神付近から北流して弧状に伸びているが、これが出石川の旧河道の痕跡である。この弧状線は「郡境」から東北へ伸びる乱れ地割地帯（円山川の旧河道）と江本の南側で交わり、この両旧河道にはさまれた三角状の地帯に現在の中筋地区が取りこまれていることがわかる。これが、かつての加陽郷だったのであり、現状のように加陽郷を分断する形で出石川は流れていなかつたのである。この地帯の東縁から一直線状に伸びる道が、城崎郡と出石郡の郡界となつてゐる。もとは城崎郡新田村と出石郡神美村との村境でもあつた。この直線は条里地割りを利用したもので、このように城崎郡南部の境界は、自然の地形と人為的な耕地区分を併用したものであつた。

『和名抄』によると城崎郡は、新田・城崎・三江・奈佐・田結五郷の他に余戸こりょう  
が付属してゐた。『平城宮出土木簡文書』では、奈佐は「那佐」とある。『養老令』の戸令によれば五〇戸を一里とし『令義解』では六〇戸に達すると一〇戸を割つて一里をたてる定めであつた。養老令の「里」は靈龜元年（七一五）に「郷」と改められる。里といふ郷というのも、律令制時代の地方行政区画の最末端単位で、余戸あまるべというのは、このような村落制度での例外措置によって設けられたものであるが、現在ではその位置は全く不明である。

## 第二節 城崎郡ぐんが

**城崎郡城崎郷** すでに述べたように、古代にクニを形成したと思われる氏族を考古学上の標式的な遺跡・古墳の分布と重ね合わせて見ると、但馬にゆかりのある氏族の名前は、考古学が論究した編年の中点々と位置づけられている。この地域の勢力を証明する一つの例として考えたいのが、郡名と郷名の一一致する場合である。但馬八郡中では、朝来郡朝来郷・養父郡養父郷・出石郡出石郷・美含郡美含郷・二方郡二方郷・七美郡七美郷・城崎郡城崎郷というように氣多郡を除く七郡に、その例がある。

この七郡中には養父神社（養父郡）・出石神社（出石郡）・二方神社（二方郡）・志都美神社（七美郡）のように、郡名と神社名が一致するものが四例ある。郡名と一致する郷名のない氣多郡にも、氣多神社がある。朝来郡朝来郷は、郡名と一致する神社を持たないものの、但馬二の宮として著名な粟鹿神社あわががある。

郡名と一致する有勢な神社を持たないのは、城崎郡城崎郷と美含郡美含郷である。郡名と一致する郷は、そぞれの郡の中心的位置を占めており、それだけにその郷の有勢者は郡中でも傑出した勢力者であつて、彼らの齋く神社は、また郡の崇敬を得たものであつた。逆に、その地が重要拠点であればこそ有勢者が根づいて、その郷名が郡名や神社名に投影したのかも知れない。とすれば、城崎郷は城崎郡中、政治的・経済的・宗教的・文化的に最重要地帯であったはずであるが、その名を冠する神社名はわからない。

城崎郷は一応、佐野・九日市・妙楽寺・戸牧とべら（正法寺を含む）・大磯・小尾崎こねざき・豊岡・永井・新屋敷・野田・

一日市・下陰（中陰を含む）・上陰・高屋・六地蔵の十五の大字に該当する地域だと考えられている。これを現況と照合すると、八条地区と豊岡地区の全域を包含し、五莊地区の一部と田鶴野地区の一部を加えて、円山川左岸部の、神武山を中心とする一帯の地域であることがわかる。

郡の行政を司る役所を郡衙とか郡家と呼んでいる。城崎郷が郡の中心とすれば当然、郡衙はその城崎郷衙どこかに設置されていたはずである。

郡衙には通例、郡司の私宅が提供されていたが、郡庁・官舎・厨家・厩などの他、数多くの輸租された穀を貯える正倉が付属していて、かなりの規模のものだといわれる。

郡衙は、七世紀末までには全国に設置される。七、八世紀ころには豊岡盆地は円山川や出石川から運び込まれる土砂のために干上っていて、ここかしこに耕地が開け、条里地割りが画定され、水路も整備されてきて、稻作が展開されていてある。しかし、水はけを失って取り残された湿地帯も多かつたに違いない。「クゴ」「アハラ」など湿田を意味する地名が、今に多く残っている。この意味で多くの建築群をかかる郡衙は、湿田を避けて多少でも高地で、水はけの良い地帯を選んだとするならば、山麓の平野部に接する緩傾斜地が選ばれる公算が強い。氣多郡（日高町）に国分寺が建設されたのも、祢布川沿いの丘陵地の微高地であった。このような地帯を城崎郷の中に求めるならば、戸牧から高屋にいたる、あるいは妙楽寺から九日市にいたる山麓の一帯などではなかつたろうか。

### 第三節 城崎郡とヤマト政權

加古川水系と  
円山川水系

但馬に文化が伝わった一つの経路は、瀬戸内方面である。加古川水系の最上流部は丹波の氷上盆地で、ここが瀬戸内へ注ぐ加古川と日本海へ注ぐ由良川との分水嶺になつていて、その標高は、わずか二〇〇メートルであるという。日本一低い分水嶺である。瀬戸内系の文化が但馬にもたらされるには、もつとも都合のよい伝播路であつた。ここから遠坂峠を越えて直接、栗鹿に入るもよし、迂回して天田郡の夜久野を経て出石や栗鹿に入つてもよかつた。但馬で数少ない前期弥生時代の遺跡のうち、その後半期の遺跡が和田山町にあるのも、この経路をたどった瀬戸内文化の影響かも知れない。

祭具として使われた銅鐸は、その限りではムラに一個あれば充分のものである。それが氣比では一ヶ所から四個、まとまって出土した。小さなムラの枠をはみ出し統合した大きな部族集団が形成されるなど、複数の銅鐸を一ヶ所に集める必要がある社会情勢の変化が発生している。しかし、氣比の場合、その集団圏は大して大きいものではなかつたろう。円山川の河口付近の汀線は現在よりはるかに南によつており、耕地面積はあまり大きくなかったはずである。そこに四個の銅鐸祭祀集団が発生していることは、その一つひとつの部族集団も小さいものであつたことを示している。

もう一つの伝播経路は、日本海岸である。

小島の海神社

『新撰姓氏録』

左京神別の条に但馬海直の名が見え、小島に海神社があることを考へると、その



写59 海神社（小島地区）

奉祀者であり四個の銅鐸を集めたクニの王は、この但馬海直ではなかつたろうか。「直」というカバネを有しているから、円山川河口付近を本拠地とする国造級の族長層であったかも知れないし、城崎町小見塚古墳との関係の有無も注目される。

このことは、海辺の有力漁民である海部あまべが出雲・隱岐から丹後・若狭へと波状的に伸展していく経路の一点を示したものであろう。

氣多郡の氣多神社には、大国主命が祀られているが、氣多という地名は因幡にもあり、石川県羽咋市の氣多大社は奈良時代、律令政府から日本海側の総守護神の扱いを受け、やはり大国主命を祭神としている。また近年、九条家から発見された『粟鹿大明神之記』には、粟鹿神社の祭神は大国主命を祖とする神部直かんべのあたいであるとの異説が記されている。但馬の内陸部の奥にも、出雲との濃厚な関連をうかがわせるものがある。

## 二方部豊島

次にはヤマト政権が、この城崎郡へどのような経路で進出しして来たのかを、文献の上で探って見よう。

その一つの目安が、但馬という国名や、但馬全域中の郡名と一致する皇子や皇女の名を拾い上げて、皇室との密着度を計ることである。八世紀の初頭に氣多王の名が見えるところから、氣多郡と皇室の関係は七、八世紀ごろ緊密化していると思われる。この地域に国府が設置されてい

た事情もからんでいたことであろう。しかし、城崎郡の場合、城崎という名を負う皇子や皇女の名が文献に見当たらないので、皇室とのつながりは希薄であつたともいえよう。

反面、「部」に関しては、そうともいえないものである。大化改新以前の社会では、朝廷や豪族がめいめいに人民集団を所有支配していて、集団ごとに所有の豪族名をつけたり、職能の名を付したりしていた。このような集団を「部」と呼んでいたのである。このうち、御名代部みなしろべとか御子代部みこしろべというのは、天皇・皇后・皇子のために設置されたもので、職業部といふのは朝廷に属して集団の長である伴造に率いられていた。集団内部では自営的な生活を営みつつ、他方では伴造が朝廷に仕えるのに必要な物資を生産したり、労力奉仕をしていた。したがつて「部」は、ヤマト政権の職制に組みこまれた組織であると同時に、地方の「部」はヤマト政権の地方掌握の具体的な姿でもあった。別に朝廷の機構に参与する豪族の、私的に所有する部を「部曲」かきべと呼んだ。

記録上、但馬に存在した部民の分布は、表14のとおりであるが、円山川水系の上・中流部に濃厚で、対照的に円山川下流部や、矢田川・岸田川水系に希薄である。この限りでは、ヤマト政権は城崎郡に強く及んでいないようである。これは、城崎郡に早くから独自の勢力が成立していて、ヤマト政権の力が伸びにくかつたとも考えられようか。すでに遺跡と古墳のところで述べたように、ついに豊岡盆地には有力氏族は発生していなかつたためで、それは開拓が不充分だったのかも知れない。

やがて、豊岡盆地部には職業部として二方部・大生部おおなぶべ・土師部はじべが、海岸地帯には海部が現われている。二方部の存在は、既出の二方部豊島の腊雲龍献上の資料で知られる。豊島は二方部を氏としているから、二方郡二方郷との関係が考えられる人物で、腊雲龍が後述のように乾燥ウニとともにそれるところから、海部と同じように

表14 但馬の古代部民および屯倉、県所在表

郡	部民 (○=名代部・子代部, ○=品部, △=部曲をあらわす)	屯倉
朝来	くさかべ なじひ あさご ひらた あかそめ しどり ○日下部, ○丹比部, ○朝来部, ○牧田部, △赤染部, △倭文 部, △磯部, △物部, △神部, △丸部	
養父	かるさき みやけ かたり やぶ たて ○日下部, ○軽部, ○雀部, ○三宅, ○語部, ○養父部, △樋 縫部	屯倉
出石	おおみぶ さざき いそ いすし はじ そが ○大生部, ○雀部, ○磯部, ○出石部, △土師部, △宗賀部, △印伎部	屯倉
氣多	きさと ほじ へい かわんど おしおみ ○私部, ○品治部, △日置部, △川人部, ○忍海部(両説あり), 桑氏(?)	県
城崎	わかやまと あま あたかた ○日下部, ○若倭部, ○但馬海部, ○日置部, △二方部	県
美含	おさか ○丹生部, ○矢田部, ○刑部	
二方	うねゆ ○私部, ○采女部, ○二方部	
七美		

注 ① 上記のほか、水取部、東方部が知られているが、所在郡名は不明。

② この表は、田中忠雄氏作成の『文字資料から見た但馬古代氏族』を参考にして作成した。

漁業に関係していたのであろうか。二方部も海岸線沿いに東漸して奈佐郷へ来たものかも知れない。

二方郡二方郷は、浜坂町の指抗に鎮座する二方神社を中心とする地域で、出雲の氏族と濃い関係がある。二方神社の祭神は大己貴尊となっているが、一説に二方国造の祖神を祀るといわれる。この祖神は、出雲国造と同祖で出雲大社に奉仕する例があり、そのため大己貴尊を合祀したのかも知れない。とすれば、二方部は出雲系ということになるが、二方郡波太郷では妥女直真岐という名も知られる面もある。しかし、この妥女は出雲系氏族でありながらヤマト政権の勢力が強く及んできたため、中央政府との因縁を求めて大和系を装ったのかも知れない。奈佐郷の二方部も



写60 阿牟加神社（森尾地区）

同様に、二方郡の地でヤマト政権に捕捉されたものであろうか。

**大生部と土師部** 出石郡穴見郷、つまり神美地区の穴見谷地域に、奈良時代の資料によると大生直山方と土師部美波賀志という二人の戸主の名が知られる。大生部は皇子の養育所を負担する部で、壬生部の一種である。一般に各皇子ごとに定められていたが、この場合、その皇子の名はわからない。土師部は埴輪や土師器などの土器を貢上し、土師連という朝廷に仕える豪族の統率下にあった。

『日本書紀』によると雄略天皇十七年（四七三）に土師連の祖で吾筈あさけというものが、勅みことのりによって天皇の朝夕の膳の食器を作ることになり、吾筈が選んだ支配下の土器づくりの集団を贊士師部に再編したが、この中に但馬の土師部も加えられていた。但馬には古くからヤマトの豪族の勢力が及んでいたことであり、この勢力は、ヤマト政権の但馬進出にも相互に影響しあっていたものである。特に、大生部・土師部が穴見郷に関係していたことを森尾古墳の存在と合わせ見ると、旧・出石郡の北縁の地は、いよいよ濃厚にヤマト政権の力が定着していることがわかる。

なお、神美地区と三江地区では、伝説的に語られる神社の縁起話の中に職業部に関するものがある。それは、鳥取部についてである。

『日本書紀』の垂仁天皇二十三年の条によると、**匂の皇子**・**磐津別王**が大殿の上を鳴きながら飛び立つ鶴を

見て、初めて言葉を発した、とある。喜んだ天皇が侍臣に捕獲を命じたところ、天湯河板挙は鶴の飛び方を望んで進み、ついに捕えたのが出雲とも但馬ともいう。『古事記』では話はさらに具体的で、捕えた場所は但馬の和那美水門である。和那美水門は普通、八鹿町網場の和那美神社のあるところとされているが、神美地区森尾（穴美郷）の阿牟加神社であるともいい、同社の祭神は天穗日命と考えられているにもかかわらず、同地では天湯河板挙であるとしている。

三江地区の下宮の久々比神社の祭神も、久々遲命とされながら同地では、天湯河板挙としている。  
どちらも鳥取部の伝承が但馬と関係があるらしく見えることから、穴美と和那美、久々比と鶴を結びつけたものであろう。

市域外ではあるが、ヤマトの豪族が城崎郡に進出していたらしく思われる例は、城崎町飯谷の物部神社である。物部氏は古代の大族で軍事に関わっていた。土地の所伝では、この神社を韓国神社であるといい、朝鮮半島との所縁を求めてはいるが、やはり物部氏の祀る神であつたろう。

但馬には三宅という地名が二ヶ所ある。一つは閔宮町にあって、養父郡域であるから養父屯倉と呼んで見る。神美地区の場合には、もと出石郡域であつたから出石屯倉としよう。

屯倉はヤマト朝廷の直轄領のことと、田部と呼ばれる農民を集団的に使役して直接、農地の経営を行なった。この農地は、服属した豪族が献上したり、あるいは没収したもので、ヤマト朝廷の基本財産であつたから、屯倉の存在そのものが、ヤマト政権の力の進出を示す一つの尺度でもあつた。出石屯倉といい、養父屯倉といい、設置の時期と事情は記録に残っていないが、既出の大生部と土師部や森尾古墳との関係も含めて、この地に及

んだヤマト政権が今やその支配権を確実にするために、屯倉を設置したのである。

『延喜式』によると、城崎郡に「県神社」の存在が知られる。全国で現在、知られている七二一例中の一例で、市内小田井町の小田井県神社がそれであろうと考えられている。この神社は自然神的な性格を持ち、社名が象徴するように円山川下流部冲積地に湧き出る清水を神格化するとともに県主あがたぬしは、これを表現する集団の長として、この神社の祭儀にも関わっていたものであろう。「県」というのは大化改新前の地方制度で、ヤマト政権の直轄領といわれていたが、最近の有力説として国造の下にある地方組織ともいわれている。どちらにしても、県の長官である県主はヤマト政権と密接に結びついていたのである。

奈良に建立された東大寺は大規模なもので、その造営・修理・維持・管理の使役にあてるため脱走常習者

造東大寺司では、多数の「容貌端正」な奴婢を全国から買い上げた。

天平勝宝元年（七四九）の十月か十一月のことであろうか、但馬国司・揚胡史やこのあひまみ自身は民部省からの通牒を受けた。それは、大納言・藤原仲麻呂が孝謙天皇の命を受けて太政官に施行を命じたもので、太政官は九月十七日付の官符を民部省に下して、この勅令を回達し、民部省は九月二十日付の省符で但馬国司に回送したものである。天平応真仁正皇太后（光明皇太后）の命により、太政官から三〇歳以下、十五歳ぐらいまでの容貌端正な奴婢を正税（国庫金）から支弁して買え、という。しかし、この場合は男（奴）であろうと女（婢）であろうと構わぬという乱暴なもので、但馬の割当ては五人であった。その五人は、次表のとおりである。

奴の平均相場は靈龜元年（七一五）で、六〇〇束である。その点では、売主は相場より高く売ってはいるが丹後国の国司が、このとき買い入れた奴婢四人は、ともに一〇〇〇束であった。太政官の、奴婢を買いまくれば

表15 東大寺へ売られた但馬の奴婢

名	代価(束)	売主	特徴	年齢
池麻呂	900	出石郡小坂郷戸主 徒七位下 宗賀部乳主	唇左上にホクロ	24
糟麻呂	900	出石郡穴見郷戸主 大生直山方	右目尻に疵	24
藤麻呂	800	出石郡穴見郷戸主 土師部美波賀志	小鼻の左辺にホクロ	15
田吉女	1000	朝来郡桑市郷戸主 赤染部大野	左頬にホクロ	19
小当女	950	三方郡波太郷戸主 采女直真鶴の戸内 采女直玉手	右頬にホクロ	17

という指示で、このような高値相場が立っていたのであるうか。

この五人の奴婢は但馬国府に集結の上、天平勝宝二年（七五〇）正月八日、朝集使の加茂直秋麻呂が朝集帳（国衙の役人の勤務評定書や公文書綴）を奈良へ送付するに際して、彼に監視されながら連行され、正月十七日に造東大寺司に手交された。

このころ、造東大寺司は三、四〇〇人の奴婢を所有していたらしい。聖武天皇が東大寺を創立し大仏開眼供養を行なった直後のことでは、七割方の奴婢は光明皇太后が施入し、三割方は美濃・近江・丹波・但馬から、このように国司の手で、あるいは東大寺自身で買い集めたり、または私人が貢進したものもあった。一〇〇〇束という値段は当時、馬三頭分くらいであるという。馬を労役に用いる階層、まして馬より高価な奴婢を買い入れて使役する人びとは、このころの農村では少なかつた。それでも持ち主と奴婢とは人間的な連帯があつたが、一度、造東大寺司という官僚機構の中に取りこまれると人格的な面は否定され、ひたすらに労働効率の向上だけが要求される。

但馬から東大寺へ売られた奴婢は、環境の変化と望郷の念に耐え



写61 天平勝宝2年(750)の但馬国司牒

(『東南院文書』正倉院宝物)

逃亡した池麻呂・糟麻呂の送還を報じている。

られなかつたらし。池麻呂と糟麻呂は共謀して逃亡した。ふたりのもとの住地、小坂郷と穴見郷は隣り合わせで、ともに出土郡という同郷意識が連帯感となっていたものであろう。二月十六日に旧主のもとに逃げ帰ったところを、待ち受けていた国司の手で捕えられ、三月六日には旧主が責任上、付き添つて造東大寺司まで送り届けた。

十五歳の藤麻呂も、単身逃亡した。四月二十五日、旧主・土師部美波賀志のところへ舞い戻ったところを捕えられ、五月二十九日に美波賀志が護送して、四日の旅程で奈良に着き、寺側へ引き渡した。このとき美波賀志は、寺から但馬国司あての書状を託されて、先に連れ戻された池麻呂と糟麻呂の二人が再度、逃亡したことを知った。糟麻呂は六月一日、穴見郷へ戻ったが、池麻呂は消息を絶っていた。六月二十六日、但馬国司は旧主・大生直山方に命じて糟麻呂を送り届けさせることを寺へ連絡した。

東大寺は、たびたびの脱走に手を焼いて、糟麻呂と池麻呂の売買を破棄して、かわりに両名の買い上げ代金を返戻するようなどいう国司あての牒を、糟麻呂を護送してきた山方に手交している。

但馬の奴三人は、ともに脱走を試み、池麻呂は行方不明、糟麻呂は生国へ送還、藤麻呂は奴の身分に留まつた。婢二人のうち小当女<sup>こまさめ</sup>は、東大寺から法華寺へ転売され、ここで稻主<sup>いなすめ</sup>と会つた。稻主売は、下総国司が香取

郡の神戸・大槻郷の中臣部真敷から買い上げて東大寺へ施入した婢であった。この二人も天平勝宝三年（七五二）四月一日に連れだって脱走、五月六日に下総国に着いたところを捕えられ、五月二十一日に法華寺へ送り返された。

田吉女については、記録はない。

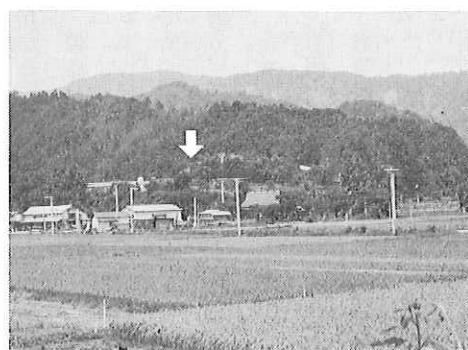
**中男作物** 既述の二方部豊島が貢上した「腊雲龍」<sup>きたうちうんりゆう</sup>とは何であつたろうか。「雲龍」は「雲、胆」の書き誤りと推定されており、「腊」は干物の肉のことであるから腊雲龍とは乾燥ウニとも塩漬ウニとも考えられる。これは雜腊ぞうりきたと呼ばれ、税金がわりの現物納品の一つで容量で示されることになっていたのに、「六斤」と重量で表記してある点を考慮すると、あるいは別の品であつたかも知れない。

豊島の住地・那佐（奈佐）郷の谷あいは、断層線上に形成されたよう北東から南西へ一直線状に展開している。この谷を下る奈佐川が円山川に合流する森津地区から福田地区にかけては、かつての豊岡入江湖の汀線であつたと考えられているが、奈良時代のころには汀線は後退していたはずで、ウニは二方部所縁の海辺の産物か、奈佐の特産物と交換したものであつたのかも知れない。

なお、宮井地区の小字岡山を、「二方ノ岡」と言つていたことが、立正寺（中央町）の過去帳の「慶安元年、二方岡・藤井猪右衛門母」の記録によつて判明する。

当時の税制は、租（田租）・庸（労力奉仕）・調（地方特産物の貢上）の三種で、調のひとつに中男作物があつた。成人に達するまでの十七歳から二〇歳までの若い農民が負担したものである。

中男作物は、もともとクニをなしていた氏族がカミに捧げていたものを、ヤマトの力が及んでくるに至つて



写62 奈佐谷宮井の“二方の岡”(矢印)  
二方部豊島の居住地?

天皇への貢納物となつたものである。実体は贋と呼ばれてきたもので、公式にはその名称が消えた養老令制下でも、令制外の慣行として存続し、種々の地方特産物があてられていた。

『延喜式』によると但馬の場合は、黄蘖<sup>きわだ</sup>二〇〇斤・紙・漆・胡麻油・  
欒椒油<sup>ほそき</sup>・搗栗子<sup>からくり</sup>・煮塩年魚<sup>にしおのあゆ</sup>・雜腊<sup>ざら</sup>・鮎皮<sup>さめ</sup>・海藻<sup>かいめ</sup>の一〇種である。豊島が貢納した腊雲龍は、既述のように「雜腊」に入る。まさに、二方部豊島という那佐郷の若い農民に課せられた中男作物という税が、この乾燥ウニであった。

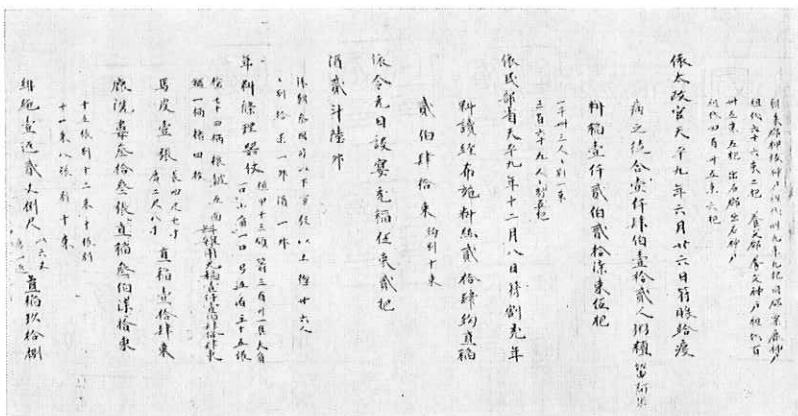
このような品種は、どちらかといえば男子より、女子に賦課されにふさわしい。力役奉仕である庸は男子農民に、調や中男作物は女子農民にかかる負担であつた。表向きは村の若衆に課せられたものでも実は、女性の製作物であつた。中には、村の若者によせる思慕をこめた品もあつたことであろう。

地質学的に見て、豊岡盆地の形成は、ごく若い。川が土砂を運んで平野を作る冲積化が、豊岡盆地で急速に進んだのは約四、五〇〇年前からと考えられる。豊岡盆地の冲積化は、したがつて

充分に行なわれているとはいえない。神美地区の水はけの悪い湿地帯では、近年まで田船が使われているし、改修前の円山川は、豊岡盆地を蛇行をくり返しながら北流し日本海に注いでいた。

豊岡盆地の標高は、日高町役場の地点における一〇メートルから急速に下がり、日高町・府中小学校で七・九メートル、

### 溝旱の百姓



写63 但馬国正税帳（『正倉院文書』）

天平9年（737）、但馬国に病気が流行したとき1,712人の病人に対して稻1,224束分を粥として給与している記録も見える

豊岡市で四<sup>トル</sup>で実に低平である。日本海の干満は、円山川河口を溯る十五<sup>メートル</sup>の上流にまで及び、わが国では他に例がない。

改修前の円山川は毎年のように氾濫して、盆地の農作物に被害を与えた。この傾向は、時代を溯るほど顕著だったはずである。

『三代実録』貞觀十五年（八七三）十一月十七日の条に「城崎郡<sup>きのさき</sup>澇旱<sup>ちうかん</sup>の百姓窮困の者七四七人に『復<sup>フク</sup>』を給すること一年」とある。「澇旱」とは大水のこと、「給復」とは租税を免除することである。洪水による被害のため、一年間の租税の免除をうけている。

当時の但馬の一郷の平均人口は、一六二〇人と算定されている。城崎郡は五郷あるから、その人口は八一〇〇人で、この一万近い人口の中で約七五〇人の農民が救済の対象となつていて、その年の氾濫の規模をうかがい知ることができる。すでに述べた出石川や円山川の河流が、現在に近い流路に変わったのも、このような大規模の災害時のことであらうか。

翌十六年（八七四）にも、但馬地方は再び台風の被害をうけている。

災害は洪水だけではなかった。大宝元年（七〇一）八月には、但馬など十七ヶ国に、イナゴが異常発生してイネの葉を食べ、大風（台風）が吹いて農民の家屋をこわし、秋の収穫に大被害を与えていた。

慶雲三年（七〇六）七月には、丹波・但馬に山火事がおこり、政府は神社に幣帛を奉らせたら、たちまち雷声とどろき雷雨とともに火災は“自滅”したという。

和銅元年（七〇八）七月には、但馬・伯耆二国に流行病がおこり、薬を与えられて治療をうけている。

天平九年（七三七）には、奈良の都に正税を運んだ人夫が、天然痘に汚染されて帰り、但馬にも大流行させている。

宝亀元年（七七〇）にも流行病があり、天平宝字七年（七六一）と大同三年（八〇八）には冷害のためどうか、凶作となつて、宝亀八年（七七七）には地震、延暦二十一年（八〇二）にも台風と災害が続いている。そうでなくとも乏しい収穫で、重税にあえぐ農民の上におそう天災に、政府も「給復」「給米」「施療」と手をつくすが、それがどれほどの効果があつただらう。

農民の中には、戸籍簿から名前を消して課役をまぬがれようとするもの・逃亡するもの・強盗になるもの・奴隸となるものなどもでてくる。しかし、それらの結果は、刑罰をうけるか、賤民になるかであつて、生活はかえつて苦しくなるばかりであつた。

## 第四節 豊岡盆地の条里制

**基盤目状の田** 広々とした豊岡盆地に、一町（約一一〇メートル）角の基盤目状に区切られた整然と広がる地割りが見られる。これが、条里制地割りである。

条里制は、日本古代国家が確立していく過程で、ほぼ全国的な規模で行なわれた土地の開拓制度である。条里制地割りあるいは条里型地割りは、その残存状況の良さ、広大さにもかかわらず、充分な検討が加えられたとは言いがたい。たとえば、豊岡盆地の開拓がいつ行なわれ、一町角の耕地整理がどの時点で成立したのか、また開発主体はだれなのかといったことが、まだ少しも解明されていない。

大正期にはじまる相つぐ耕地整理や河川の付替え工事によって、豊岡盆地の様相も大きく変容してきているが、巨大な土地開発の記念碑として条里制遺構を後世に残さなくてはならない責務がわれわれにはある。

**条 里 制** 律令体制下における財政的基礎は、いうまでもなく公民に与えた土地からあがつてくる租税である。そのために律令政府は人びとに土地を分け与えることが必要であった（班田収授）。それに田の面積の測量・人口調査・開田などが最少限の基礎であった。土地の開発や整備は大土木事業で、多くの人びとが工事にかり出されたに相違ない。

班田収授のためには当然、形の整った田が望ましい。そして工事上の必要からも正方形の区画が造られた。これが条里制地割りである。土地を東西・南北の帶（条と里）でわけ、それによってできるひとつの正方形を、



図46 区画整理前の豊岡町（『豊岡町地区整理誌』より）

条里の残存がよくわかる。上方(薄墨の部分)に弧状に地積の乱れが走り、「字河原田」など、旧河道を示す地名がある

東西・南北それぞれに六等分して三六区にわけ、その一個は一町四方で坪と呼び、これをさらに一〇等分して一反とした土地制度のことである。そして、条里制は地形として現存し古地図に残るとともに、地名としても現在まで残存してきている場合が多い。

何条何里の表現で六町四方の土地が決定され、さらに何坪（一・二・三……三六ノ坪）によってある特定の一町角の土地が指定されることになる。そして、坪の名称のつけ方には種々あり、一からはじまって三六で終わる数詞をつけるのである。

このようにして、何国何郡何条何里何坪によって特定の土地が決定される仕組みになっている。条や里の進行方向・坪並（坪を数える順序・進み方）・条や里の起点などは各国・郡・条里単位でまちまちだったようである。条里制地割りが、制度の確立に伴って成立したと考えるのは問題がある。多大の労働力の投入なくしては行ない得なかつた開拓は当然、制度の確立以前にその開始を求めるべきであろう。すなわち、大化革新をまつて班田收授のために土地制度として条里制が施行されたとするのはかなり困難であろう。さらに、これだけ大きな土木事業が短時日のうちになつたとは考えられない。工法的に容易なところ、労働力の得やすいところなどが早く着手されたと考えられ、また後世の開發も水路や道のために、それ以前の地割りに規制されるなど、条里制地割りや条里型地割りを考えていく際の複雑な要素がたくさん存在している。

条里制と市 豊岡市の今の市街地は、大正十年以来行なわれてきた豊岡町耕地整理事業によつて形を整えてきたものであることは、広く知られている通りである。しかし、これが条里制に関係があると考えている人は多くはない。

市街地の中心部にはロータリーが配置され、南西から北東にかけての道路が新設されたのは大きな事業であったが、それ以外の東西・南北の道路は、基本的にはほとんど前のものを生かしている。そのような意味あいからして、本市では条里制は過去の遺物・記念碑としての意義があるだけでなく現在の、そして将来の豊岡市街地のなかに完全に生かされているというべきであろう。

また、新田地区を中心とする「六方田んぼ」の現況をながめて、耕地整理の着手が早かつたため、前代の土地割りを大きく変えるほどのものでなく、むしろそれを生かした形で工事が行なわれているのである。

#### 各地域の条里制地割り

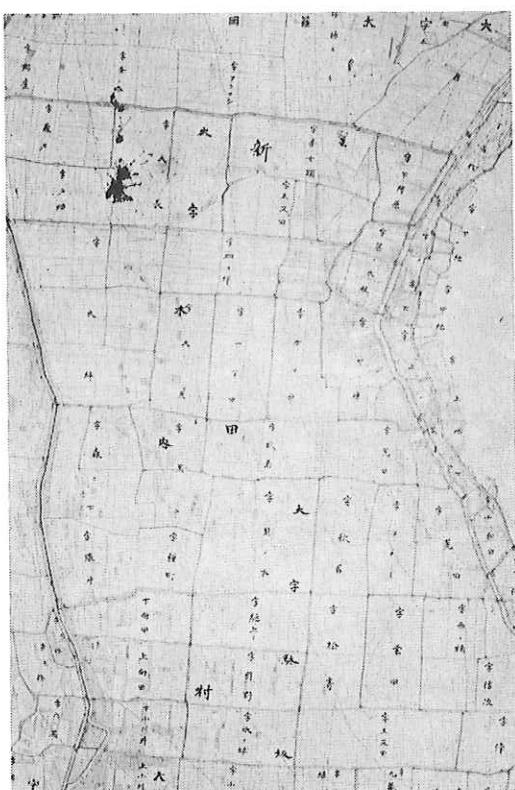
実態を、まず盆地部からはじめて、周辺部におよんでもいくことにしよう。

盆地部は、現在の市街地と六方地域およびその南と北が含まれ、円山川をはじめ中小河川のたび重なる流路の変遷はあったものの、基本的には但馬地方でもっとも条里制地割りが良好に残存している地域であった。詳細に検討を加えていくと、北は一日市から市街地中心部の神武山までの地割りが同一のもののように、南北線がほとんど現在の磁北に一致している。

次に田鶴野地区のうち円山川右岸域についてみると、下鶴井付近になると乱れるが、そこから南の野上・森・山本の三地域では地形のあり方にもかかわらず、ほぼ前述の市街地の方向をとっている。このことは、この地域の条里施行が盆地部分に普遍的にみられる地割りと無関係でないことを示しており、兩地域が同一の施行単位であったことを暗示するものであろう。

三江地区も、条里制地割りの残存が顕著なところである。比較的狹少な祥雲寺・栄町付近から西にかけて、

整然とした地割りが認められる。これも市街地の地割りと、おおむね同方向を指している。ただ旧図をみると北で東に二度程度ふっており、これらも市街地のものと異なる感じがする。この三江地区の傾きは、次の新田地区（六方）全般についても言えることである。



写64 六方地域の条里（木内・駄坂地区付近）

耕地整理前にも、このように整然と区画された田であった

状態の良好な地域である。  
神美地区のうちの穴見谷  
は三宅地域で比較的良好に  
残っていたが、その他につ  
いては顕著ではない。また

鉢山の各区で畠まれるアワ  
ラ田地は、その名通り荒  
原で非条里地帯であったと  
考えられる。

中筋地区のうちでは、加

陽・土渕・引野で良好な残存が認められる。現在では出石川をはさんで東に前述の六方地域および、その南の条里制地割りが展開されているが、これと関連のあるものと考えても不自然ではない。

中筋地区と円山川をはさんで西に八条地区がある。八条地区では上佐野にかけての一部と、神武山の南側の一部に残存がみられる。特に後者では、北から東に五度から六度近くの傾斜をみせているのが注目される。

五荘地区のうち、高屋・上陰・中陰・下陰の各地区は当然、市街地のものと一致する。森津から滝・新堂・



図47 滝地区にみられる条里地割りの傾き  
下方の柄江・宮井地区付近のものと大きく異なることがわかる。

岩熊にかけては土地の傾きによるものか、北で東に十一度近くふる特異な地割りが認められる（前図）。

奈佐地区では、南から吉井・庄付近に奈佐川の影響を受けながらも残存が知られ、北の宮井・柄江へと続いている。これのさらに北側の福田は、広い範囲で地割りが乱れている。

なお、奈佐川上流部の大谷地区・福成寺地区でも、字初田・久古田・熊中に二坪分くらいの独立した地割りが見られる。

条里制の研究は地形図などによつて復元していく方法と、関連地名の検討から条里の実態を追求する方法が併用される。

先学によつて採訪された関連地名のうち重要なものをあげると、五条・八条の条関係の地名をはじめとして、一ノ坪・二ノ坪・三ノ坪・拾ヶ坪（立野）、上十五・下十五（野上）、五ノ坪（下鶴井）、二ノ坪・三ノ坪・四ノ坪・五ノ坪・六ノ坪・八ノ坪（高屋）、十六（森津・滝）、三六（宮井）、<sup>三ツ</sup>ヶ坪・九ノツ（長谷）、十五・十四・向廿・十句（倉見）、十二ヶ坪（上鉢山）などがある。

これらによつて当時、豊岡市域の田がどのように呼ばれていたのかを考えてみよう。まず市域西部の高屋地区には現在、二ノ坪・三ノ坪・四ノ坪・五ノ坪・六ノ坪・八ノ坪が集中してみられる。とすると、東南隅に一ノ坪がはじまって西行し、上段にあがつて東から西に進んで、最後は西北隅三六ノ坪に終わる、いわゆる平行式坪並であると断言してよいであろう（図49）。

また、盆地東南部の神美地区の例についてみると、図48にも示しておいたように上鉢山・長谷・倉見に十旬（十九ノ坪）・向廿（二十ノ坪）と並び、その上に十四・十五（十四ノ坪・十五ノ坪）と続き、さらにその上方



図48 上鉢山・倉見・長谷地区周辺の坪並  
北西隅にはじまり南東隅に終わる平行式の坪並。  
高屋地区のものとは異なっている(『地籍図』より)



図49 高屋地区にみられる坪並  
南東隅からはじまり、北西隅に終わる平行式であることがわかる。  
(『地籍図』より)

に九ノツ(九ノ坪)、さらに北に三ツヶ坪(三ノ坪)があるところから、北西隅にはじまって南東隅に終わる平行式坪並であることは明らかである。盆地中心部の立野には、一ノ坪・二ノ坪・三ノ坪・拾ヶ坪が残されているが、坪並の復元は現状では困難である。

以上みてきたように、市域では二通りの条里坪付呼称が認められることになる。両地区は前者が城崎郡に、後者が出石郡に所属するところから、このような相違が生じた可能性が強い。開拓の時期の差も当然、考えなくてはなるまい。

坪の並び方にについては以上みてきた通りであるが、条や里についてはどうであろう。五条・八条という名称が気にかかる。五条は、中筋地区の伏と八社宮に字名として残存しており、この近くを通る農道(古くは幹線道路)を古くは五条縄手と呼び、五条線とも呼びならわしている。さらに五

条という字の土地は南北に長い地形を呈しているところから、南北を条と呼んでいたと考えられる。

八条の名はその出自がいま少し不明であるが、江戸時代の後期に作成された『時代記録帳』（松島家文書）によれば、九日市から小尾崎の間の南北につらなる村々に八条庄の名が冠せられている。条名の名残りが、地名として古くから用いられてきたことがうかがえる。

また三原に上六条があるが、現状からは条里制との関係は考えにくい。

条里制地割り 豊岡市の条里制地割りの分布と古墳・古墳群の分布はきわめてよく符合している。これは、図式として示すと、条里施行地＝良好な耕地＝条里の施行が容易＝早い時期に開拓＝古墳時代に開拓＝付近に古墳が残される、となつて、この符合はむしろ当然のことなのかも知れない。

このことについて注目されるのは、奈佐谷の様相である。柄江から宮井・庄にかけての古墳の分布は、この地域ではもつとも濃密なところである。そして古墳群は、眼下に広大な条里施行地を見下している。ところが、吉井・大谷・福成寺と進んでいくと、後期古墳がわずかに点在しているだけで、顯著なものはみられなくなる。また条里制地割りも吉井に認められるものの、それより奥部ではほとんどみることができない。

市域でこのような関係が追求しやすいのは、三江地区である。比較的狭小な鎌田から祥雲寺にかけての水田をはさんで、その北と南にはおびただしい数の古墳が造営され、その多くがこの水田部を見下すところに占地している。同様に田鶴野地区の野上付近・新田地区の全域・八条地区の佐野・中筋地区の加陽から引野にかけての一帯などでも、同じような傾向をみてとることができる。

神美地区の立石・森尾両区にまたがる中核工業団地予定地は比較的、分布調査の進んだところである。集

図50 奈佐谷の条里地割りと古墳の分布

○・●古墳と古墳跡 ■条里地割り ○遺物散布地 ▲城跡

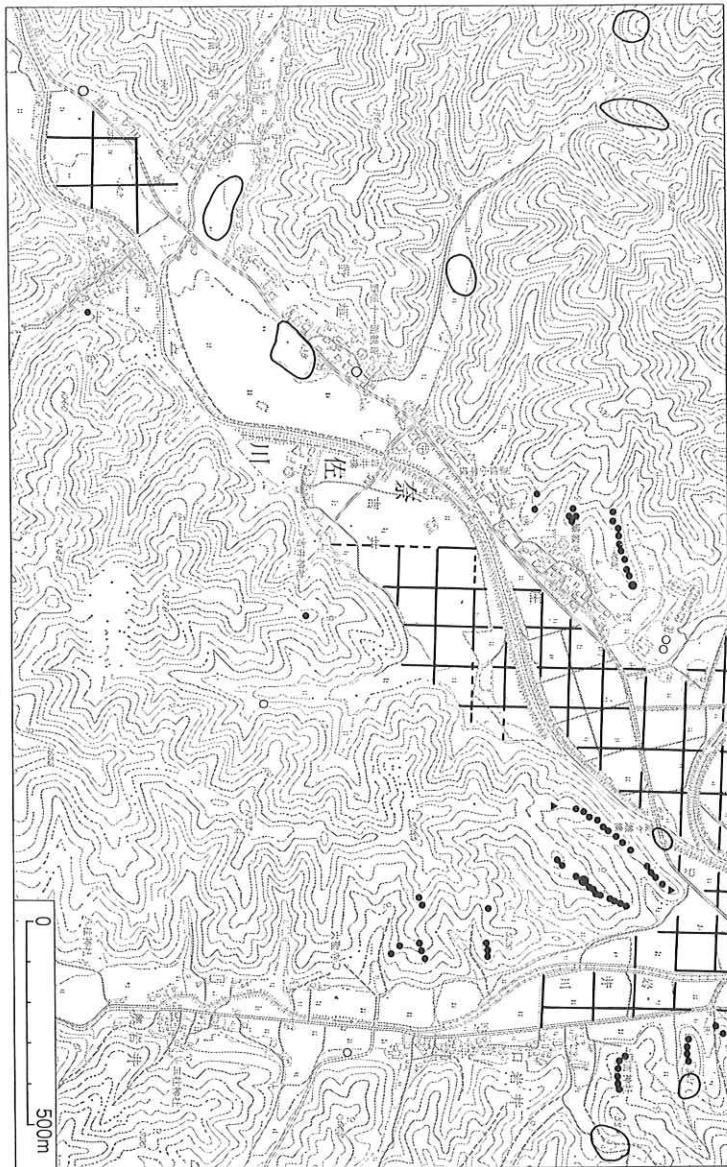




図51 土渕・引野付近の条里地割りと古墳の分布

落の南の小丘陵に立地する古墳は立石集落の見えるところに位置するものと、南側の谷に向いているものが認められる。ところが立石・森尾の境界にある宇北浦一帯の古墳群は、ほとんどすべてが森尾・三宅耕地を眼下に望む場所に造られていることがわかる。穴見谷のうちの三宅耕地は条里制地割りが残存しているところである。ここなどは今後、分析を進めるなら田地開拓の集団と個々の古墳群が具体的に把握できる可能性も残されている。

## 第五節 初期の仏教文化

薬琳庵寺

但馬のあちこちで、造寺造仏が行なわれるようになるのは、八世紀初頭くらいからである。日高町府中新の鹿島神社の境内から、長さ約三メートル強・幅約二メートル、中央に周辺約七〇メートル・深さ約一〇メートルの穴がある巨石が出土した。このころ建立された仏寺の塔心礎と見られているが、豊岡市域でも神美地区

の三宅に、その痕跡がある。

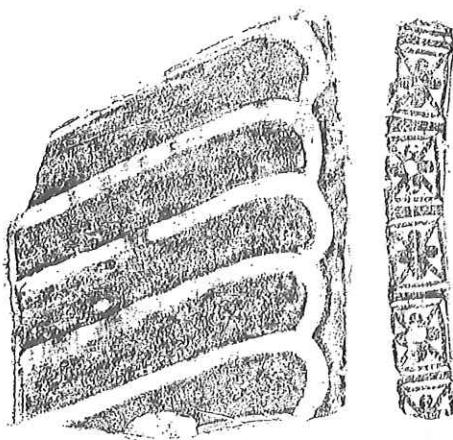


図52 三宅地区・薬琳庵寺跡出土鳴尾拓影  
(三宅・慈等寺蔵)

三宅の中島神社の境内の裏側の農道のそばから、大きな丸柱が出土した。同じ三宅の慈等寺の下のトウ屋敷から出土した軒丸瓦は中島神社に保存されている。先にも触れたように、同寺の参道脇の高みからは、鳴尾瓦の破片が出た。これらの瓦は、仏教文化中心の飛鳥文化が栄えてから約一〇〇年ほど経た時期に作られたもので普通、「白鳳瓦」と呼ばれているものである。鳴尾瓦というのは、仏教渡来とともに伝來したと思われる沓形をした、寺院の大棟の両端を飾るものである。トウ屋敷というのは、塔屋敷とか堂屋敷とかに関係があるらしい。こうして見ると、中島神社裏手あたりの小高地一帯に、

かつては古寺があつたと思われる。この廃寺を、中島神社の棟札の「不死薬琳寺」の銘文から、かりに「薬琳廃寺」と名づけよう。その名称は、このころ盛んであつた薬師如来信仰をとり入れている。

穴見谷では、すでに森尾古墳や屯倉（三宅）の存在に触れてきたが、今や奈良に都が定められる時期に少しさきがけて、仏教寺院が建立されているのである。この白鳳時代には國中で五四五ヶ寺があつたといわれ、但馬では、他に八鹿町と温泉町の例がある。隣国の播磨國の二五ヶ寺にくらべると仏教受容の点で但馬は當時、後進地域であったといえよう。

しかし当時、一ヶ寺を造営するためには建築・造仏・莊嚴具製作など、どれをとっても新技術と多額の資金を必要とした。薬琳寺の建立も、穴見谷に成長した有力氏族ひとりの力では不可能な事業であつて、ヤマト政権の援助と指導があつたにちがいない。ヤマト政権は、このように仏寺造営を通じて地方有力者を權威づけると見せて逆に、その統率力をを利用して新しい律令体制を滲透させ、古くからの在地勢力を解体させようとしたのであつた。

このような寺は当時、せいぜい一郡に一、二ヶ寺のことで、郡寺または郡分寺の性格をもち、やがて間もなく國府平野の西北隅、称布川の冲積地に但馬国分寺が創建されるに至るのである。

**寿永寺と定額寺** 時代は下るが、『但馬國太田文』中の、豊岡市域に關係があるらしく見える寺院名は次表のとおりである。この四ヶ寺の遺跡はわかつていない。わずかに、下鉢山の裏山尾根が鉢山寺の旧地で

はないかと推定されているにすぎないが、『太田文』の撰修の弘安八年（一二八五）の時点に存在していたことは確かである。

表16 古仏奉祀寺院表

地区	寺	仏像	製作期	指定文化財	
				城崎	出石
三宅	鎌田	野垣	小島	野上	金剛寺
慈等寺	文常寺	長源寺	觀音堂	帶雲寺	金剛寺
十一面觀音	聖観音	聖観音	大日如來	十一面觀音	大日如來
鎌倉中	平安末	平安末	平安中	平安末	平安中
	県	県	県	県	県

當時、僧は課税免除の特権が与えられるので、勝手に僧になるもののが多かった。この弊害を除去するため毎年、得度試験を行ない、各大寺や各宗で定めた一定数の合格者に、所定の學習をさせていた。このように、僧への資格付与・養成の特権が認められていたので、定額寺に選定される寺は平安時代を通じても六〇例が知られるだけである。寿永寺の建立者や定額寺指定の理由は、不明である。その場所も、わからない。『但馬考』では『豊岡細見抄』によるとして、市内中央町の来迎寺は「もと奈佐谷宮井村にあり。寿永寺と云い、真言宗なり」と記して、他日の論考を期待している。

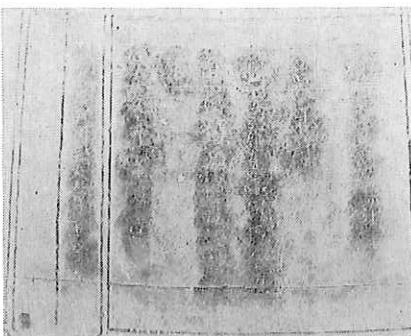
表17 古代寺院表

郡	郷	現地区	寺院名
氣多	加陽	中筋	小山田寺
出石		神美鉢山寺	
樋爪国領		寿永寺	
		奈佐藤延寺	

『続日本紀』によると城崎郡寿永寺の名が見え、承和九年（八四二）に定額寺に列せられている。定額寺というのは、豪族の私寺濫造を規制し、あわせて国家の統制下に組みこむために設けられ、官寺に準じた寺である。定額寺は、國から支給される五〇〇束から一〇〇束の穀を農民に貸しつけ、その利息に見合う範囲で毎年、僧侶志望者を養成する。



写65 妙国寺の鐘楼（高知市潮屋崎町）



写66 高知市・妙国寺の梵鐘銘文（拓本）

「但馬國氣多郡東樂寺、諸旦施主等助成合力  
輩現世安穩後生善所故也。正安元年(1299)11月  
1日」とある。現・東樂寺が名跡を継いだ加陽・  
大門山にあったという元寺のものである。追銘  
によって延徳2年(1490)に京都府中郡大宮町の  
長寿寺へ、次いで京都・頂妙寺へ、さらに延宝  
6年(1678)に現在の妙国寺へ移ったことが分か  
る(西宮市・田岡香逸氏・提供)

古い仏像を 市域内に現存する仏像彫刻で、製作が鎌  
倉時代以前に溯るものを持ち上げてみ  
ると、次のようなものがある。

東樂寺の「破れ仏」は現在、一体しか残っていない  
が、かつては多数あつたという。風雪に耐えた尊容は  
目鼻立ちが判然としないが、寺伝では市谷(加陽の大  
谷とも)山中にあつたという千眼寺のものだとしてい  
る。四天王像は延長年間(九一三~九三一)、旧・東  
樂寺再興のときに造立されたものというが、平安末期  
の作風を残しつつ鎌倉初期に作られたものであろう。

帶雲寺の十一面觀音は港地区の畠上から移されたも  
ののといい、長源寺の大日如来は頭部以外は後世の作で  
ある。小島地区の浜に漂着したものといい伝えている。  
野垣觀音堂の十一面觀音は、野垣の山中の深谷寺の本  
尊と伝えられ、秘仏とされている。慈等寺の十一面觀  
音は堂々たる体軀で、頭部には火災の痕が残っている。  
これらの古い仏像のうち、本尊として祀られている

表18 寺院名のつく小字名

大字	寺院名のつく小字名	
	西正光	光明寺
九日市上町	光明	寺寺寺
野上	永樂覺	寺寺寺
金剛寺	觀如	寺寺
日撫	正仁	覺光
庄境	正福	寺谷
鎌田	勝	寺
江野	古文	常
今森	山若	寺
伏	三井	寺
目坂	平來	寺寺
奥野	太光	寺
香住	雲沢	寺
上鉢山	光蓮	寺
氣比	円正	寺
田結	恋大寺	白仙庵寺
畑上	西光	寺
三原	恋	寺
	如光	寺

のは文常寺の聖  
観音だけで、他  
はすべて別棟の  
堂舎にある。も  
とは別の寺に祀  
られていたもの  
が、縁あって迎  
えられ客仏とな  
ったものであろう。

はるか遠国から奉遷したとも考えられるが、市域をとり巻く山々のどこかで奉祀していた  
のかも知れない。

市域には、このように文献・伝承にも残らない古い寺が、ずいぶん存在していたことであろう。

寺名のつく 市内の各地区には寺院名のつくものや、寺院に関係があるらしく思われる地名が多い。あざ 大字で寺  
地名 院名がつくものは、妙楽寺・金剛寺・祥雲寺・法花寺・正法寺・清冷寺・福成寺ふくじょうじ の七つを数える。

寺院名のつく小字は、前表のように二四ヶ所ある。

地名以外に、中世ごろの記録や、伝承に残る寺院名で現存しないものもある。

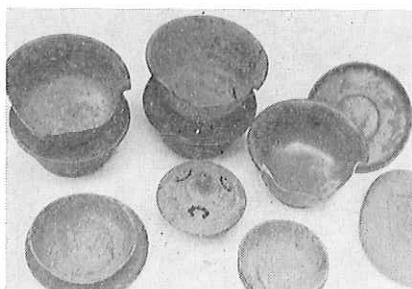
このように見ると、後述するように地名と同地に現存する寺院名が一致する金剛寺と妙楽寺（一時、福祥寺  
と名乗っていた）は特例で、地名に寺院名を残して姿を消したものが多いことがわかる。

神美地区の薬琳寺は、但馬中でも古く建立された寺院で、国家の保護や奨励を受けて造立され、古代豪族の系譜を引く郡司級の人たちを担い手とした。時代が下って平安時代になると、仏教を受け入れる地域社会の中にも変化が生じ、仏教も人里離れた深山に営まれる山岳寺院に拠点を移すようになる。その開創については、天台宗や真言宗高僧の巡錫・駐留に所縁を求めるものが、ほとんどである。

日高町の大岡寺は大岡山に建立され、天平宝字元年（七五七）の創建という。寺域に白山神社を祀り、もとは天台宗であった痕跡を残しているが、現在は真言宗である。このような転宗には、高野聖の活躍があるといふ。寺名を地名に残す市域周辺の古刹が、みな真言寺院であるのは大岡寺との関係によるところが大きかつたと思われる。

『豊岡細見抄』の山王大権現の条に「往古、此山に真言宗正法寺という寺あり。小田井神社の社法寺」僧なりしが天正年中社領没収の後、寺坊荒廃して退転」と伝えている。山王山は、現在は一独立丘のような山容を呈しているが、もとは妙樂寺山の東北端が、さらに東方へ突出した部分に当たっていた。正法寺は真言寺院と伝えるが、日吉神社が境内社であったところからすると、もとは天台系であったかも知れない。正法寺は、『伊達文書』の觀応二年（一三五二）の条や、『蔭涼軒日録』の長享二年（一四八八）の条では「性法寺」と書かれている。

三坂寺も中世まで、小田井神社の社僧であったという。『安樂寺由緒書』によると、神龜三年（七二六）九月、僧・行基が戸牧の堂屋敷（現・正法寺字寺谷の地）に堂宇を建て、無量寿如来と藥師如来を安置して、鎮守の毘沙門天は松の枝で行基自ら彫刻したという。治安三年（一〇一三）に天台の僧・教範が再建、教寿の代



写67 妙楽寺山出土の仏具・六器（市指定文化財・但馬文教府蔵）

に天台から真言に転じたことになっている。

これによると、三坂寺は創建以来、妙楽寺山に接続する地に存在していることになるが、旧地の一角に江戸時代になって、興國寺が建立された。なお、『五荘村史』は三坂寺の後身・安樂寺の故地は柄江字安井の安樂寺屋敷と伝承されている平坦地であるというが、三坂寺と安樂寺の関係には触れていない。

妙楽寺も神亀二年（七二五）、行基の開基にかかるという。恐らく伝説の域を出るものではないが、後述する頼朝・義経の書状や、付近で発掘された平安時代末期と推定される仏具などは、寺史の古さを物語っている。

大字に寺名を残すもののうち、伝承・史料が全くないのが法花寺と清冷寺の二ヶ寺である。ただ、永正五年（一五〇八）に下津屋新三郎という山名氏の中堅家臣が「清冷寺分代官職」についているという記録があるから、室町時代の後期には「清冷寺」という名の地域集団か寺領域が成立していたことは確かである。

#### 寺地の移転

創建地に寺名を残しつつ、他所へ移転してしまった例に福成寺がある。福成寺も行基創宇の寺伝をもち、入唐求法の高僧・丹福成が行基ゆかりの庵に自分の名をつけて祇林山福成寺と称して、ついで空海が行脚の途に訪れ、天台を真言に代えさせたと伝えている。後でも触れるが福成寺は、さらに淨土真宗に移って故地を捨て現在、出石町にある。

光行寺は、もと高屋にあって光妙寺と呼ばれていた。草創は神亀三年（七二六）といい、真言宗から淨土真



写68 旧・大平寺境内山上（氣比）  
より出土の経筒  
須恵器の壺に伏せられていた経筒の  
中には、法華経8巻があった。  
(氣比・觀正寺藏)

宗に転じた。現在地（滋茂）に移ったのは永仁年間（一二九三～一二九九）というから、古い時代のことである。

時代は下るが奈佐谷の大岡山麓にあった天台宗養寿院は、岩井の大原山に移り、さらに現在地に名跡を移し曹洞宗養源寺と改めた。大原山には他に、天台宗光明寺と自性院があつたという。

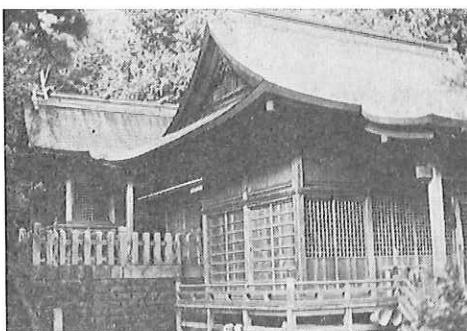
五荘地区高屋の金山山頂付近・八条地区妙楽寺山山頂・港地区氣比からは、それぞれ経筒が出土経塚と経筒

している。

妙楽寺山の場合は石畠みの中に、ネズミ色の大きな壺を斜めに埋め、鉄製の円型容器を入れて土盛りしてあつたという。経巻は浸水のため原形を留めず、何本かの木製の軸を残すだけであつた。他にも経塚があつたようで、妙楽寺山出土と伝える青銅製の経筒が伝世している。ともに平安時代末期から鎌倉時代の初めごろにかけて作られたものらしい。

経塚は、経文を仏教の末法の世まで保存する目的であつたが、後にはミロク再生のとき、自己の信仰のあかしにしようという心持ちが強く働くようになる。埋經の功德によつて、ひたすらに往生と現世の利益を祈願するものであつた。

妙楽寺山と金山から経筒が出土していることから、二つの山丘に囲まれた高屋・戸牧耕地地帯に成長した農民の中



写69 雷神社（佐野）

『三代実録』承和九年（八四二）十月十六日の条によると、氣多郡の山神・雷神・戸神・櫟神<sup>はやしき</sup>、城崎郡の海神の五社が官社に指定されていて、

な例である。

預つてあるから、早くから但馬でも神祇官の所管に繰り入れられて祭祀の対象となつた官社があつたことが知られるが、その神名はわからない。官社として扱われたのは、奈良・平安両時代を通じて一八八社が判明しているが、この数少ない例の中に但馬の五社があり、しかも五社中二社は豊岡市域内にある。一地区の官社が、このようにまとまつて知られるのは、稀

官社の指定 『続日本紀』慶雲二年（七〇六）二月の条によると甲斐・信濃・越中・但馬・土佐国の中十九社が始めて新年幣帛の例に

に、この山丘を聖なる地と観じ、来世への救いを求めるものが多かつたことが推定できる。  
氣比の經筒は、觀正寺の裏山の大平寺跡といわれている場所の突端部の丘の、三メートル四方を三段に栗石で囲んだ経塚の中から出土したものである。高さ二〇メートルの經筒の中には、半ば腐食しているが、法華經の經文八巻が納められていた。

## 第六節 式内社と國史見在社

雷神は佐野・雷神社、海神は小島・<sup>あま</sup>海神社を指すと考えられている。

櫛椒神は、イヌザンシヨウを神格化したものと考えられるが、他の四神はすべて自然神で、森羅万象に神を観じた古代人の心を示している。五社はともに貞觀十年（八六八）に、從五位下から從五位上の神階に昇格し、新入りの神ながら但馬の数ある神社の中で破格の待遇を受けている。五社が、わけても円山川下流部に集中しているのは、円山川の高水位対策に関連して風神・雷神・海神の加護を祈ること切なるものがあったものか。

### 『延喜式』第九・第十の両巻『神名帳』に登載された神社のことを、式内社とか式社と呼んでい

式内社。式内社は、毎年の祈年祭に神祇官または国司の奉幣に預ることとなっていた神社で、大社と小社に分けられていた。但馬の式内社は一三一座、一二〇ヶ所となつていて、「所」は神社の数、「座」は祀られている神の単位である。最も多いのは大和國の二八六座で、伊勢・出雲・近江に統いて但馬は五番目である。県内では但馬が一位で、丹波（七一座）・攝津（七〇座）・播磨（五〇座）・淡路（十三座）と続く。

市域の式内社は、大社二座・小社二一座、計二三座ある。出石町・出石神社は一社で八座もあるが豊岡の場合、兵主神社（山本）の二座だけが例外である。但馬内では、養父郡（三〇座）に次いで出石郡（二三座）・氣多郡（二一座）と続くうち、豊岡市域には旧・城崎郡の他、出石郡と氣多郡の一部を含んでいるので正しい比較にはならないが、出石郡の二三座と同数である。

式内社の決定は元慶年間（八七七～八八四）のころと推定されているから、式内社であることは九世紀末の時点で確実に、その存在が証拠立てられている神社といえる。円山川下流部で式内社が集中しているところは、盆地部の小田井県神社を除いて、すべて周辺山麓に鎮座しているが、それはまさに群集墳の所在と一致する一

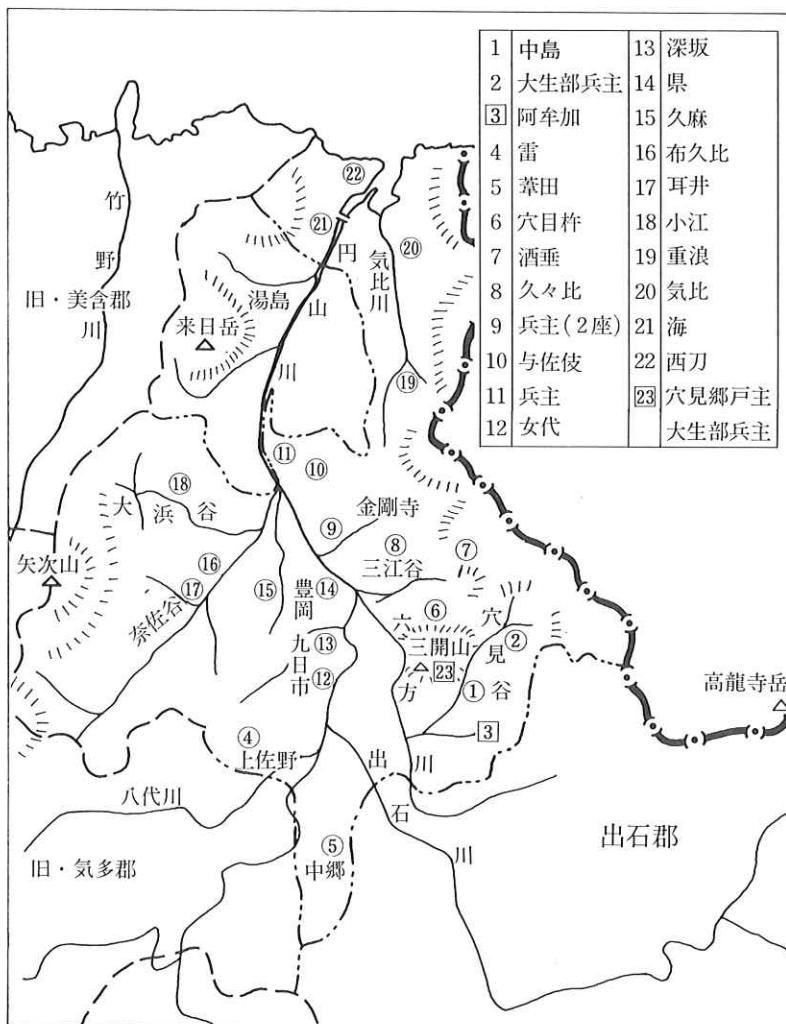


図53 豊岡市内の式内社所在図

阿牟加神社と穴見郷戸主大生部兵主神社は、それぞれ安牟加神社（但東町）と大生部兵主神社（奥野地区）の式内社認定にともない、非式内社とされている。

景観である。

名神大社

市域内で名神大社に列している二社は、雷神社と海神社である。但馬の名神大社は十八座で朝来郡・養父郡・出石郡に集中していて、美含郡・二方郡・七美郡はない。

名神社とは、臨時奉幣である名神祭に特に預る神社で、式内社の中でも別けても創社が古く、由緒正しく、靈験も顯著な、名ある神だけが指定され、諸社の代表とされているものである。奉幣も地方国衙でなく直接、中央政府が管掌している。式内大社、必ずしも名神社ではないが、名神社はすべて大社に列し、『神名帳』には「名神大」と注してある。

雷神社は佐野・天神山に鎮座し、社名が「雷」であるところから轟く雷鳴を連想し、『続日本紀』慶雲三年（七〇六）の条に、丹波・但馬の二国に山火があつたとき遣使して神祇に奉幣したところ、たちまち雷鳴応じて自然と山火が消えたとの記事がある。

海神社は港地区小島字海宮に鎮座し、既述のとおり海部との所縁を思わせる神社である。ながく所在を失つていて、明治の初めの式社調査の結果、小島の海宮が故地であろうと認定され、相殿であった小田井県神社から遷座したものである。

海神社を奉ずる但馬海直の名を『新撰姓氏録』は左京神別の条に登載していることは、この氏族が中央に進出し平安京の左京を本貫の地とし



写70 綱卷神社（気比）



写71 重浪神社社屋（上屋）と手前の磐座（畳上）

国史見在社

たためであろうか。このことが、海神社を名神大社とした大きな契機とも見られるのである。

『神名帳』に登載されていない、つまり式内社ではないが、古い史書に名を留める神社を国史見在社と呼ぶ。港地区気比の絹巻神社も、その一つである。絹巻神のことは『三代実録』仁和元年（八八五）二月十日の条に、但馬國正六位上の絹巻神に従五位下を授けるとあるから、このとき以前に叙位を受けていた、古くから格のある神社であった。

祭神は天衣織女命（『兵庫県神社誌』）というが、異説では海部直命・海部姫命・海童命・船頭神・天火明命・建田背命・玉櫛姫命を祀るという。異説の祭神名からすると、但馬海辺の民を率いて勢力のあった但馬海直の信仰を得ていたと見えることや、絹巻というのは本来、山の名で別の神格の名ではないと考えて、海神と絹巻神は実は同一神ではないかともいわれている。

しかし、海神は貞觀十年（八六八）に、すでに從五位上に昇叙しているから、両神が同一神とするなら、この点で矛盾する。

円山川河口部に坐し、背後に鬱蒼たる山を負つた絹巻神は、山体そのものが神とも観じられ、前面に開けた海との関係から、古くから海との所縁が強くかきたてられていた神社であつたろう。

重浪神社の『神名帳』は神社名と祭神の数を記すだけで、祭神の名には全く触れていない。一般に神社の祭磐座

神に、ある特定の人名を考えるようになつたのは後世の発想で、初めは「神は頗るるにおいて祀られ、祀るにおいて頗れたまう」もので、神の名は「時あつて祀るもの<sup>もと</sup>の需めに応じて、神の方より名乗りたまう」ものであつた。したがつて、式内社の祭神は、まずは分明でないのが通例といえる。

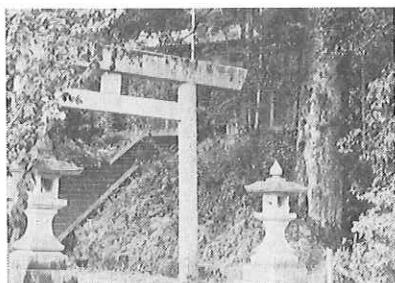
祭神が常に社殿の奥に鎮座していると考えるようになつたのも同様で、初めは祭りの斎庭に神の降臨を仰いだいた。

港地区畠上の重浪神社は、その横に大きな垂直状の奇巖が屹立し、社前の「御船石」と呼ぶ巨岩は祭神が天降るとき、船を繋いだと伝えている。神を祀るにあたつて、神靈が宿ると考えられた石の標識であろう。これは磐座というべきもので、古代の人びとが神が降臨すると信じた聖域であつた。

**兵主神社** この社名をもつ神社は式内社に限られ、しかも式内社中、その数が最も多く十八社ある。但馬では五社六座あり、全国の兵主神社の三割を占め、そのすべてが円山川水系に沿つて鎮座している。

豊岡市域には、三社四座もあって、市町村域では全国一である。兵主とは、中国の天主・地主など八神中の武神のことと、兵器を造った神であった。この中国大陸の神が日本で祀られているのは、漢人が奉じて来たものと考えられていて、但馬では漢人が、かつて渡来して円山川水系を溯つて、ここかしこに集落を構え、祖先の国から持ち伝えた神を祀り、異域の地で精神的なよりどころとしたのであろう。

ところが、兵主神社のある地方には漢人関係の伝説や史跡はほとんどなく、祭神は兵主神であるよりも須佐之男命や大国主命が多いことから、荒ぶる神のことではないかともいわれている。しかし、但馬の場合は天日



写72 有庫神社（市場）



写73 大生部兵主神社（三宅）

表19 市域内の兵主神社

旧郡	社名	地区	所在
城崎郡	出石郡		
	大生部兵主神社	神美	奥野宇宮
兵主神社	穴見郷戸主大生部兵主神社	三宅字大森	
	(二座)	赤石字下谷	
	田鶴野	山本字宮山	

檜の帰来伝説地帯の近くに、兵主神社が分布しているので、やはり大陸との深い関わりを示すものといえるだろう。

神美地区の大生部兵主神社については、かつて奥野と市場の氏子が紛争を起ことことがあった。「奥野の地は、かつて兵庫が建てられ在庫の里といい、そこに兵主神を祀つて兵主神社を称し、有庫兵主大明神とも呼んだ、これが『延喜式』所載の大生部兵主神社のことである」というのが奥野側の主張であった。市場側は、大生部兵主神社は本来、市場に鎮座していたとして奥野側と対立し、氏子が分離して別に一社を創建、これを有庫神社と称した。しかし、荒神社や天神社を合祀して、この方の信仰が強まるにつれて有庫神社の兵主神としての意味が弱まり、他の社名で呼ばれるなどしていたのを明治十四年、現社名の有庫神社に復帰した。なお、穴見郷戸主大生部兵主神社

いわゆる神仏習合の過程で神社に付属して寺が建てられ、この神宮寺の社僧が神社の祭儀に関与し、神前で読経する風習が盛んになってきた。『信楽寺略縁起』によると上陰にあつた善藤寺（信楽寺の前寺）の住持・長信が建久八年（一一九七）に密教を信奉、熊野権現（現・久麻神社。もと上陰にあつたともいう）の近くに草庵を結んで神宮寺になぞらえて、久麻神

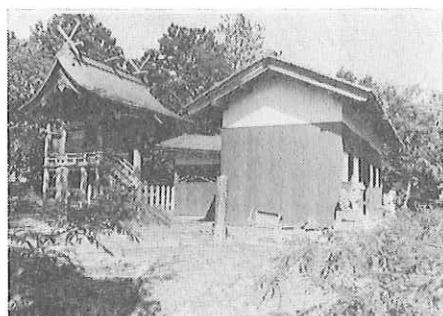


写74 大生部兵主神社（奥野）

と阿牟加神社は、明治初期の式内社索定のとき式内社と認定されなかつた。『但馬国太田文』によると、石清水八幡宮領として市域の城崎郡関係で寿永寺別宮と大石別宮、出石郡関係で安良別宮の名が見えるが、氣多郡関係では存在しない。ところが保元三年（一一五八）、官宣言によつて領有権の確認があつた八幡宮領として挙げられた但馬八ヶ所中、市域付近では安良別宮の名を見るだけである。恐らく、源平争乱の芽がきざし始めた保元のころには、寿永寺別宮と大石別宮は八幡宮領に編入されていなかつたためであらう。

石清水八幡宮は朝廷から伊勢神宮につ

ぐ尊崇を受けた神社であるにもかかわらず、なぜか『神名帳』には記載されていない。しかし、源氏の守護神として、多くの武士の尊敬を得て各地に広大な所領を保持していた。



写75 安良八幡宮（出石町）



写76 観光地・日和山にある西刀神社

社の祭祀も掌つたという。

石清水八幡宮も、その創立は僧侶の手によつていたため、神宮寺の護国寺が実権を握り、仏式の祭礼が行なわれていた。八幡宮の所領ではなく、神宮寺である護国寺の所領が保元三年に但馬に八ヶ所あり、安良別宮も、その一つであつた。

『太田文』によると安良別宮は但馬国御家人の安良氏が下司で、出石町安良の八幡神社が関係地と思われる。寿永寺別宮は『太田文』作製の時点で守護の催促に応じなかつたようで、守護は止むを得ず古帳の中から該当部分を転写したという。八幡宮側は、このように『但馬国太田文』作製には非協力的であつたらしい。

しかし、「大石別宮」は古帳から転写のたゞし書きがなく、東京大学史料編纂所(^nisan)が収集した『但馬国太田文』だけに載つていて、数多く伝来する他の『太田文』(おおたぶみ)ではない。それだけに一応、大石別宮の存在は疑問視される(『太田文』とは各国の田数帳。但馬の場合だけ『太田文』と書いている)。

注目すべきことは、これらの別宮というのは石清水八幡宮の社領中に建立された寺院ではなく、八幡宮の神宮寺である護国寺の所領中に勧請された神社であったことである。寿永寺別宮の所領は二町五反、大石別宮は三町六反であるのに対し、安良別宮は二八町八反という大きなもので当然、勧請された安良別宮以外の神社も存在したであろうし、安良別宮自体の中でも習合が進んでいたことであろう。

出石神社に祀られる天日槍は、豊岡盆地創成伝説の主人公でもある。新羅の国から來た天日槍が天日槍伝承

津居山の浦に着き、郷といわず里といわす海水を湛えて人の住む場所もないのを見て、瀬戸の岩を所持の剣で切り開き濁水を一挙に日本海に流して、豊岡盆地を現わしたという。このような国土生成伝承は、豊岡盆地のような地域では必ずといってよいほど語り継がれ、干拓に功あつた人物は神として崇められているのに、市域内には天日槍を祭神とする神社はない。瀬戸の式内・西刀神社では干拓を別の神の功業とする所伝を記録している。

『日本地理志料』では、同社の祭神を大己貴・少彦名の二神とし、瀬戸湊開削による国土平定の業をこの二神のものとしている。

稻作技術で大切なことは、水の管理であつたが、豊岡盆地のような冲積化途上の低湿地帯では、水を引くことよりも、水はけをよくすることの方が肝要であつた。この国土低平化の偉業は、市域では出石の神様でなく、瀬戸の神様に帰せられてきたのである。

神美地区三宅の中島神社の祭神は、天日槍五世の孫・田道間守であるとしている。中島神社も式内に列する古社であるが、その地が三宅であること、田道間守が三宅連の始祖であることから、三宅連の奉祀社との推定もできる。しかし、『記』『紀』によると三宅連の活動は摂津の淀川河口付近であつて、出石川水系や円山川下流域との関連を示す史料は見あたらぬ。

八幡宮別宮と 長元八年（一〇三五）に但馬守・源則理が、石清水八幡宮神人を射殺するという事件が起きた。  
但馬國司

但馬国の八幡別宮司・宿祢衆長は官物を納入しないため、但馬守・源則理によつて身柄を拘置



写77 現在の伊福八幡宮（日高町）

うな大別宮の宮司であつたのかも知れない。

高町鶴岡の伊福別宮ではなかつたろうか。国府と指呼の間である。数百人といふ動員数は、衆長の別宮の神人だけではなく、全但馬八別宮からのものであつたろうから、衆長の但馬八別宮に対する支配ぶりが、うかがわれる。八別宮中、最大のものが伊福別宮で日置郷（日高町）にもつ田数を加算すると九〇町歩近く、とび抜けて大きい。この事件で見せた衆長の影響力からすると、彼は伊福別宮のよ

された。衆長を奪い返そうとして八幡別宮の別当や神人が数百人、大挙して国府の近くまで押しかけ、国司の館の中まで乱入しようとした。防戦のため威かく的に発射した国司側の矢で死者が出て、別宮側は態度を硬化し、双方が朝廷に理非の裁断を持ちこんだ。結局、表面的には別宮側の勝訴となり、国司以下七人が流罪となつた。公卿たちが、この事件を審理中に雷鳴にわかに轟いて、人びとは石清水八幡宮の神の怒りにおののいたという。この宿称衆長が、但馬国八別宮のどの宮司であったのか、また射殺された神人が、どの別宮に属していたのかは、ともに不明である。しかし、この一件を分析するならば、別当・神人が集結した国府近辺とは、恐らく日